



## 「尼崎市浴場業に関する条例」 が改正されました

令和3年4月1日施行

国の公衆浴場の衛生管理や風紀等の基準の考え方については、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」において示されていますが、近年、入浴施設を原因とするレジオネラ症発症患者が増加傾向にあり、施設における衛生管理の重要性が再認識されていること等を踏まえ、より適正な水質基準やレジオネラ症対策のための衛生管理の基準及び混浴制限年齢の目安について見直しされ、新たに示されたところです。これらの基準については、「尼崎市浴場業に関する条例（以下「浴場業条例」という。）」で規定していることから、本市の実情を踏まえた上で、浴場業条例を一部改正し、令和3年4月から施行することといたします。

なお、「尼崎市旅館業に関する条例（以下、「旅館業条例」という。）第11条第1項第12号に旅館・ホテル施設の浴槽内の水質基準および清掃に関する規定があり、浴場業条例の規定が準用されていることから、旅館・ホテル営業者の皆様におかれましては、以下の改正内容（旅館業条例に係る部分のみを抜粋）についてご了知いただき、適切な衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

### 水質基準

変更

項目	浴槽水 
濁度	5度以下
全有機炭素（TOC）の量	8 mg/L 以下
大腸菌群	1個/mL 以下
レジオネラ属菌	検出されないこと

### ○変更点

- ・ 有機物汚染の指標

過マンガン酸カリウム（KMnO<sub>4</sub>）消費量 ⇒ **全有機炭素（TOC）の量**

【理由】従来は、過マンガン酸カリウム消費量で有機物の量を測定していましたが、水中有機物の種類によって消費量が異なる等の問題が指摘されていたため、より最適な指標である全有機炭素（TOC）の量に改めました。

裏面に続きます



## 消毒に関する基準

- 遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つこと。
- 測定記録を測定日から 3 年以上保管すること。



【理由】従前より、循環設備から浴槽内に供給される水及び湯の消毒に関して、遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つよう管理していただいておりますが、レジオネラ対策として塩素濃度管理が最重要であるため、基準を明記することとしました。

## 衛生管理基準

従前どおり管理してください。



浴槽水の 換水	循環設備が ある場合	1 回／週 以上完全に排水して、浴槽の清掃を行うこと
	循環設備が ない場合	毎日完全に排水して、浴槽の清掃を行うこと
ろ過器の洗浄		1 回／週 以上洗浄すること



## 問合せ先

尼崎市保健所 生活衛生課

電話 06-4869-3017